

報告 第 22 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

平成26年9月2日提出

新居浜市長 石川勝行

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.94)	— (16.94)	6.5 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 表中の括弧内の数値は、それぞれの早期健全化基準である。
- 2 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」の記号は、赤字がないことを表示している。
- 3 表中の将来負担比率の「—」の記号は、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることを表示している。

(以上の審査意見書 別冊)

参照条文

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）抜粋

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 （省 略）